

育友会会則

長崎市立女の都小学校育友会

※この会則は、お子様が卒業するまで必要になりますので、紛失しないようにお願いします。

長崎市立女の都小学校育友会会則

第 1 章 総 則

(名称および事務所)

第 1 条 この会は、長崎市立女の都小学校育友会と称し、事務所を長崎市女の都 4 丁目 7 番 1 号の女の都小学校におく。

(目的)

第 2 条 この会は、本校児童の保護者と教職員が協力し、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかるとともに、会員相互の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

(会員)

第 3 条 この会の会員は、本校児童の保護者またはこれに準ずるものと教職員をもって組織する。

(事業)

第 4 条 この会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 時代に即応する教育を研究し、理解を深める。
- 2 学校並びに地域の教育的環境の整備拡充に努める。
- 3 会員の親睦をはかり、よき社会人としての教養を深める。
- 4 児童の校外活動の保護と、交通事故の防止に努める。
- 5 その他、この会の目的を達成するための事業を行う。

第 2 章 役 員

(役員)

第 5 条 この会に、次の役員をおく。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 若干名 (男性を含む)
- 3 顧問 若干名
- 4 理事 若干名
- 5 役員 各専門部 各学年より 1 名
(学年部のみ 各学級より 1 名とする)
- 6 会計 2 名 (保護者、学校職員各 1 名とする)
- 7 庶務 若干名
- 8 監査 若干名

(役員を選出)

第 6 条 役員を選出は、次の方法による。

- 1 顧問は会長が委嘱する。
- 2 会長、副会長、会計、庶務、監査は本部役員と称する。本部役員は、三役選考委員会で選出し、総会の承認をうける。
(三役選考委員は、役員より選出する。)
- 3 学年部、広報部、保健厚生部、生活指導部は、専門部と称する。
- 4 理事は、専門部（正・副部長）、及び教職員の各学年代表とする。
- 5 各専門部部長は、本部副会長が兼任する。
- 6 各専門部副部長は、各専門部役員で選出する。
- 7 教職員の理事は、会長が委嘱する。

(任務)

第 7 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代理をする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 4 理事は、会務の執行をする。
- 5 役員は、会員を代表し、重要事項の議決をする。
- 6 会計は、この会の運営支援及び会計事務を行う。
- 7 庶務は、理事会、役員会、その他主な会議の記録をし、育友会の運営や庶務を処理する。
- 8 監査は、この会の会則並びに育友会の運営を監査し、総会に報告する。

第 3 章 会 議

(会議)

第 8 条 この会の会議は次のとおりとする。

- 1 総会は本会最高の議決機関で、年 1 回年度始めに会長が招集し、会員の 3 分の 2 以上の出席及び委任で成立する。ただし、会長が必要と認めた時または役員会の要請があった時は臨時に招集することができる。
- 2 役員会は総会に次ぐ議決機関で、第 5 条の役員で構成し、総会で議決された委任事項及び予算その他の重要事項を審議決定する。
ただし、会長が必要と認めた時は臨時に招集することができる。
- 3 理事会は顧問、会長、副会長、会計、庶務、理事で構成し総会及び役員会に提出する議案を審議、企画、立案するとともに総会、役員会で決められた事項を実施する。
- 4 緊急を要する案件は会長、副会長、会計、庶務で審議し執行する。
- 5 必要に応じ会長の承認を得て、理事会、役員会に役員以外の会員も出席できる。
- 6 各専門部部会は、専門部部長が適宜招集し、必要事項を審議する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 計

(会費)

第10条 この会の会費は1世帯ごとに定められた金額を徴収する。ただし、途中にての返却は認めない。

(経費)

第11条 この会の経費は次によりまかなう。

- 1 会費
- 2 その他の収入

(特別会計)

第12条 この会の運営の一環として、簡易保険団体払込制度を利用する。

- 1 特別会計は、別途規定を設ける。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算、決算)

第14条 この会の予算・決算は本部役員会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第 5 章 付 則

(団体)

第15条 この会は教育団体であるので宗教や政党の色彩は全くない。

(細則)

第16条 この会は第4条の事業を行うため専門部を設け、細則を別に定める。

(改廃)

第17条 この会の会則の改正、廃止は総会の決議を必要とする。

(施行)

第18条 この会の会則は、昭和51年6月1日より施行する。

(個人情報の取扱いについて)

第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付	則	昭和58年	5月 1日	一部改訂
		昭和60年	5月 1日	一部改訂
		昭和62年	5月 1日	一部改訂
		平成 1年	5月 1日	一部改訂
		平成 2年	2月10日	一部改訂
		平成 9年	4月23日	一部改訂
		平成11年	4月26日	一部改訂
		平成14年	5月 1日	一部改訂
		平成16年	4月29日	一部改訂
		平成22年	4月23日	一部改訂
		平成30年	4月20日	一部改訂
		平成31年	2月23日	一部改訂
		令和 2年	4月17日	一部改訂
		令和 3年	4月23日	一部改訂
		令和 4年	4月22日	一部改訂
		令和 5年	4月21日	一部改訂

長崎市立女の都小学校育友会専門部細則

専門部

第 1 条 この会は、会則第 4 条の事業を行うため、次の専門部を設ける。

- 1 学年部
- 2 広報部
- 3 保健厚生部
- 4 生活指導部

学年部

第 2 条 学年部は次の事業を行う。

- 1 学級懇談会の企画運営。
- 2 学年レクリエーションの企画運営。
- 3 親子レクリエーションの企画運営。
- 4 その他、育友会学級活動に関する事。

広報部

第 3 条 広報部は次の事業を行う。

- 1 広報紙「めのと」及び速報の発行に関する事。
- 2 その他、広報に関する事。

保健厚生部

第 4 条 保健厚生部は次の事業を行う。

- 1 保健衛生に関する講演会、講習会、レクリエーション等の開催。
- 2 学校保健委員会への協力。
- 3 学校教育に関する施設充実の協力。
- 4 その他、保健衛生に関する事。

生活指導部

第 5 条 生活指導部は次の事業を行う。

- 1 交通安全に関する事。
- 2 校外指導に関する事。
- 3 危険防止に関する事。
- 4 その他、生活指導に関する事。

長崎市立女の都小学校特別会計規定

- 1 この会の会員は、育友会会員及び賛助会員とする。
- 2 この会の収入は、簡易保険友の会割引による収入とする。
- 3 特別会計についての決算報告は定期総会の折に報告することとする。

長崎市立女の都小学校育友会慶弔規定（含記念品料）

慶弔規定は、別表のとおりとし別途に徴収することはさける。

	慶祝	弔	転任・退職	見舞
教職員	なし	本人死亡 5,000円 父母及び 子ども死亡 (実家父母も含む) 3,000円 配偶者死亡 3,000円	花代 3,000円	なし
児童	なし	死亡 5,000円	なし	なし
会員	なし	死亡 5,000円	なし	なし

- 1 児童に関すること
死亡の場合は、所属学級の児童または保護者代表が会葬する。
- 2 教職員に関すること
原則として葬儀参列とし、郷里での場合は弔電をする。
- 3 保護者に関すること
所属学級では、学級を代表する会員が会葬し、弔問する。
会長またはこれに代わる者が会を代表して会葬し、弔問する。
- 4 児童並びに会員で、被災などの事故発生緊急の場合は、会長・副会長の協議により、見舞等の金品を贈ることができる。
- 5 本規定以外に特別の事項があった場合は、会長・副会長協議の上処理し理事会等の承認を得る。

長崎市立女の都小学校育友会表彰規定

(表彰の目的)

第 1 条 本規定は児童の幸福のために尽すいし、女の都小学校育友会の振興発展に貢献し、その功績が顕著と認められた者を表彰し、もって、教育の向上と文化の興隆に寄与することを目的とする。

(被表彰者)

第 2 条 表彰者は、個人とする。

(表彰の基準)

第 3 条 表彰の基準は、原則として次のとおりとする。

- 1 女の都小学校育友会の使命遂行に尽し、教育の振興に貢献し、その功績が著しいもの。
- 2 その他、表彰に値すると認められる業績または、行為のあったもの。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は、定期総会で行う。ただし、事情によっては臨時に行うことができる

(表彰の手続き)

第 6 条 被表彰者は、選考委員会で選考の上決定する。

(選考委員会の組織)

第 7 条 選考委員会は、会長が委嘱する。

付 則 本規定は平成16年4月29日から施行する。

長崎市立女の都小学校育友会表彰内規

(目的)

第 1 条 この内規は、女の都小学校育友会表彰規定（以下表彰規定）に基づき、その選考を円滑公平に行うために設けるものとする。

(選考委員会の構成)

第 2 条 表彰規定第 7 条の選考委員会は、次の委員をもって構成し、会長が委嘱する。

会長 1 名、副会長 1 名、学校長、理事若干名

(選考の期日)

第 3 条 被表彰者の選考は毎年 3 月 31 日までにしなければならない。

(選考の基準)

- 1 会長、副会長であった者
- 2 3 年以上理事であった者
- 3 第 1、2 項に準ずる者で、表彰規定第 3 条に該当する功績があったと認められる者

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は、被表彰者が女の都小学校育友会の役員を辞任したときに表彰する。

付 則 この内規は、平成 16 年 4 月 29 日から実施する。

長崎市立女の都小学校育友会個人情報取扱規則

(目的)

第1条 長崎市立女の都小学校育友会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、育友会役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、育友会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、本部役員・各部長・各委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1 育友会費の集金業務、管理業務
- 2 その他の文書の送付
- 3 役員・監査・会員・各委員等の名簿の作成
- 4 役員・委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- 5 広報誌、会報等への記載

(利用目的による制限)

第9条 本会は予め本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供をしてはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の事項について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保持する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不用)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、本部役員・役員・監査・会員・各委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に務めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し、承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則 本規則は、平成30年4月20日より施行する。